

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要です。

（1）いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育みます。

エ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、未然防止に努めます。

オ いじめの問題への取組の重要性について、保護者や地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めます。

（2）いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めます。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

ウ 特に保護者には、生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努めるよう呼びかけます。

エ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ります。

（3）いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。

イ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめの問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者に対しても指導を行います。

ウ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していきます。

イ より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していきます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図るなど学校以外の相談窓口について生徒へ適切に周知します。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

(週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催)

また、「いじめ不登校対策委員会」は、いじめの疑いに関する情報が共有でき、組織的に対応できるような体制とします。

なお、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告、相談し、複数の目による状況の見立てを行います。

さらに、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学習指導部長

※事案によっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び関係職員を含みます。

<組織の役割>

- ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- イ 学校いじめ防止プログラム等の作成と実施状況確認
- ウ 校内研修会の企画・立案
- エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- オ 各種アンケートの実施
- カ いじめが疑われる案件の事実確認・認知・対応方針の決定
- キ 要配慮生徒への支援方針決定

2 生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進

- 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
 - ・異学年交流会の実施
 - ・学級活動での話し合い活動の実施
 - ・ボランティア活動の推進
- 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
 - ・生徒会による相談箱の設置
 - ・特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施します。
 - ・生徒集会の実施
 - ・生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画運営

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

- ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施（年間2回）
 - 県下一斉のアンケートの実施（年間1回）
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定（年間3回）
 - いじめの相談窓口の周知

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（「いじめ不登校対策委員会」を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、「いじめ不登校対策委員会」の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「いじめ不登校対策委員会」を開き、いじめにあたるかどうかを判断し、調査の方針や対応について決定します。

- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、「いじめ不登校対策委員会」の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ不登校対策委員会」で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 「いじめ不登校対策委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援します。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える

- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう
- 【保護者同士が対立する場合などへの支援】
教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に
対応します。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、
寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

- 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふり
をしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじ
めの問題を解決する力を育成していきます。
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
 - ・自分の問題として捉えさせる
 - ・望ましい人間関係づくりに努める
 - ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

本校では、学校を離れた教育活動の場として、職場体験学習・修学
旅行が計画されています。グループ活動や集団行動面についての事前
の指導を徹底するとともに、事業所や旅行者との打合せを綿密に行
い、活動が充実できるようにします。また、活動の振り返りで人間関
係に関する項目（人との接し方など）を含めたチェックカードをつく
り、確認していきます。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

加害者に対しては、上記の支援を行い、定期的に面談するなど継続
的な支援をしていきます。また、傍観者に対しては上記の働きかけの
他に生徒のタイプに応じた支援をし、いじめ防止のために自分ができ
ることを考えさせ、行動できるよう支援していくとともに学級全体で
いじめを止めようという雰囲気をつくります。

(5) いじめの解消となる二つの要件

ア いじめに係る行為が止んでいる

少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大
性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目
安にかかわらず、市教育委員会又は「いじめ不登校対策委員会」等
の判断により、より長期の期間を設定します。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

アの時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を
感じていないかどうかを面談等により確認します。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長は「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学
校全体に醸成し、教育活動全体を通じていじめ防止等の取組を組織的
計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行います。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

道徳教育や人権教育では、生徒がいじめの問題を考えたり、議論し
たりする場面を設定します。自分も他者も大切にできるように、生徒
一人一人を大切にします。また、道徳の授業や人権学習がより一層充
実できるようにこれらについての研修を行います。

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア ネットいじめとは

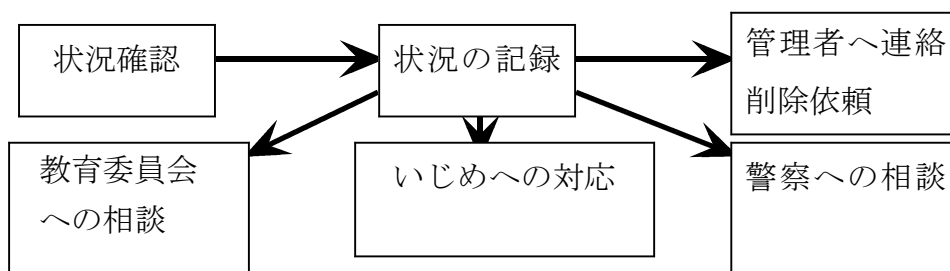
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

SCやSSW活用については、悩み調査や学校生活での様子からカウンセリングの必要な生徒の面談を計画的に行います。また生徒のみならず、困り感のある保護者にもカウンセリングを勧めていきます。

(5) 校内の相談窓口の設置

校内の相談窓口を教育相談係とし、生徒にも窓口が分かるように示します。常日頃から気になる生徒には学級担任や部活動顧問から声かけ等を行い、相談しやすい雰囲気をつくるように心がけます。

<相談窓口>

- いじめに関する生徒・保護者からの相談
教頭、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、学級担任のいずれかに相談
- 生徒・保護者への周知徹底
PTA総会、全校集会、学校だより等

<相談方法>

- 学校への電話連絡または来校しての相談等
- 必要に応じてSC・SSW等の専門機関の紹介や連携

(6) 都城市ならではの取組の充実

月1回「命の大切さを考える日」を設定し、学級活動や道徳・集会

の中で、命の大切さを考えることを通して、自他の生命を尊重する態度を育てます。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合を重大事態と捉えます。具体的には次のような場合です。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- ・ 欠席が相当期間余儀なくされている場合

(2) 重大事態への対処

重大事態の場合は直ちに、組織的に対応し、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。また、事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

2 ホームページ等での公開

学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

第4 参考資料

資料1 学校いじめ防止プログラム

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

資料4 教室や家庭でのいじめのサイン

資料5 いじめに対する措置